破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１号
愛知県安城市福釜町西天50番地　トリイハイツ101、前住所愛知県西尾市楠村町東前田８番地６
債務者　松本　幸治
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
函館市日吉町４丁目７番28号
債務者　菊池　隼人
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４５号
函館市青柳町24番６号
債務者　新保　洋子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４号
和歌山県田辺市明洋３丁目20番15―105号、前住所和歌山県田辺市秋津町1777番地の３302
債務者　細野千恵美（旧姓平阪）
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第５号
和歌山県西牟婁郡白浜町37番地の31　阪田団地55号棟401号室、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町37番地の31
債務者　土井賀代子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第１７号
三重県度会郡南伊勢町古和浦227番地63
債務者　上村　正春
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
三重県度会郡南伊勢町古和浦227番地63
債務者　上村　公紀
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第３号
和歌山県新宮市佐野３丁目９番32号
債務者　中浦みち子（旧姓谷端）
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第５号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町22番11―44号
債務者　網屋りか子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第９号
鹿児島県奄美市名瀬入舟町８番21号　有村ビル802号
債務者　川添　多美
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第２５８号
茨城県土浦市港町２丁目２番30―502号　サンライフ土浦港町、前住所茨城県土浦市小松３丁目23番44号
債務者　関根　基博
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第７０号
福岡県築上郡築上町大字水原497番地３
債務者　木戸　　豊
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第６号
福岡県京都郡苅田町京町１丁目15番地３
債務者　鱒村　　優
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
佐賀市若宮２丁目16番29号　コーポ糸山１号
債務者　セブンイレブン多久南店こと　嘉村　昌二
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９号
佐賀市若楠２丁目８番2205号
債務者　池田　京子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
佐賀市鍋島３丁目７番２―210号
債務者　山崎　孝子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
岩手県北上市川岸２丁目８番13号、旧住所静岡県富士宮市小泉2062―１　ボンシャンスクオンＡ―203
債務者　千田かおり
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部